

新島学園短期大学における研究資料等の保存に関する取扱要領

新島学園短期大学(以下「本学」という。)において、学術研究活動を行うすべての者(以下「研究者」という。)に対し、研究資料等の保存に関し以下の要領を定める。

(研究過程の記録)

1. 実験・観察をはじめとする研究活動において、その過程を実験ノートなどの形で記録に残すこととする。実験ノートは研究活動の一時情報記録として作成し、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成するものとする。

(研究成果の発表後の対応)

2. 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料(文書、数値データ、画像等)は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存する。

(資料の保存期間)

3. 資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は原則として、当該論文の発表後 10 年間とする。電子化データについては、データの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。紙媒体の資料等についても 10 年間の保存とする。

(試料の保存期間)

4. 試料(実験試料、標本)や装置などの「もの」については、当該論文等の発表後 5 年間保存する。

(転出・退職の取扱い)

5. 研究責任者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、(a)バックアップをとって保管する、あるいは(b)所在を確認し、追跡可能とするなどの措置を講ずる。なお、研究責任者の転出や退職に際しては、研究倫理教育責任者は、これに準じた取扱いをすること。

(その他)

6. 研究倫理教育責任者は、研究者に対し、研究倫理教育の一環として本要領に基づく適切な研究資料等の保存・管理について、教育、指導に務めなければならない。
7. 個人データ等、その取扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を要するものについては、それぞれの規制やガイドラインに従う。また特定の研究プロジェクトに関して成果物の取扱いについて資金配分機関等との取り決めがある場合にはそれに従うものとする。

附 則

この要領は、2016年4月1日をもって施行する。

附 則

この要領は、2021年9月15日から施行する。